

## 国民健康保険税の特別徴収（年金天引き） が中止となる方はご注意ください

■問合せ 国保年金課国保係☎029-885-0340(内)116



世帯主と国民健康保険（国保）加入者全員が65歳～74歳の世帯の方は、原則、国保税を特別徴収（年金からの天引き）により納付していただいております。

しかし、次のような場合は特別徴収は中止され、年度の途中に特別徴収から普通徴収へ変更となります。

- ・介護保険料と国保税を合わせた額が、対象年金額の2分の1以上となる場合
- ・世帯主が国保を脱退した場合
- ・65歳未満の世帯員の国保加入があった場合



普通徴収へ変更となる方のうち、国保税の口座振替の登録がされていない方には7月中旬に6回分の納付書を送付しております。納付書が届いた方については自動で国保税を徴収されなくなるため、納め忘れにご注意ください。

### ▼年度の途中で特別徴収から普通徴収に変更となる方▼

4・6・8月に年金天引きにより納付いただいた後、10月からの特別徴収は中止となり、9月から翌年の2月までに納付書又は口座振替により納付いただきます。

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|
| 特別徴収 | ○  |    | ○  |    | ○  |    | —   |     | —   |    | —  |
| 普通徴収 |    |    |    | —  | —  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |

口座振替  
納付は安全・安心・確実な



国民健康保険税の納付につきましては、口座振替を推奨しております。口座振替の届出は、7月中旬に送付した納税通知書同封の「美浦村村税等口座振替依頼書」に記入・捺印いただき、郵送するだけで完了します。また、通帳および銀行印を持参のうえ、役場収納課または金融機関で口座振替の届出をすることもできます。



▲美浦村HP  
「村税等の口座振替」

(広告欄)

不動産売買、賃貸仲介、賃貸管理、  
不動産買取、不動産コンサルティング

TK 東洋開発株式会社

不動産物件のお問い合わせは ☎ 029-886-9991  
営業時間／9:30～17:30 定休日／土・日  
〒300-0414 美浦村信太2627-1

相続・土地・農地・  
建設業許可・経営事項審査 の手続き代行します！

行政書士 桑名宏 事務所  
美浦村木原2956  
☎ 029-885-0316